

北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全
に関する協定書の一部を改定する協定書

北海道（以下「甲」という。）及び室蘭市（以下「乙」という。）並びに中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「丙」という。）は、平成17年11月7日に締結した「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定書」（以下「協定書」という。）の改定について、協定書第24条に基づき、次のとおり協定する。

別表（協定書第6条第1項及び第7条第2項関係）を別紙のとおり改める。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月30日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

乙 室蘭市
室蘭市長 青山 剛

東京都港区芝1丁目7番17号
丙 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
代表取締役社長 谷津 龍太郎

別表(第6条第1項及び第7条第2項関係)

項目		排出管理目標値	
大気(排気)		P C B	
		ダイオキシン類	
		ベンゼン	
		硫黄酸化物(注1)	
		窒素酸化物(注1)	
		塩化水素(注1)	
		ばいじん(注1)	
		水銀(注1)	
水質 (排出水)	浄化槽 排水	生活環境 項目	p H
			3 0 m g / ドル以下 (日間平均2 0 m g / ドル以下)
			2 0 m g / ドル以下 (日間平均1 5 m g / ドル以下)
			8 0 m g / ドル以下 (日間平均6 0 m g / ドル以下)
			6 0 m g / ドル以下 (日間平均3 0 m g / ドル以下)
			8 m g / ドル以下 (日間平均4 m g / ドル以下)
			5 m g / ドル以下
	最終 放流口	PC B(注2)	0. 0 0 0 5 m g / ドル未満
		ダイオキシン類(注2)	5 p g - T E Q / ドル以下

(備考)

1 別表中、(注1)について

P C B汚染物等処理設備(プラズマ溶融分解処理施設)からの排気のみに適用し、値はいずれも1時間平均とする。

2 別表中、(注2)について

第7条第1項に規定するとおり、他の項目とは異なり放流を前提として定めた値ではなく、放流水に混入していないことを確認するための値である。

3 操業時の排出水の水質確認について(P C B、ダイオキシン類を除く。)

丙は、操業開始後定常運転を開始したときは、最終放流水について水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項第1号に規定する有害物質について測定して異常のないこと(排水基準を定める省令(昭和46年総理府令大い35号)第1条で定める排水基準値の10分の1を超えないことをいう。)を確認するものとする。異常のないことが確認された項目は、事業内容の変更等がない場合に限り、確認された以降の測定を省くことができる。

なお、この取扱いは、P C B汚染物等処理設備(プラズマ溶融分解処理施設)操業開始時も同様とする。